

議案第43号 資料

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

1 別表第2（第2条関係）について

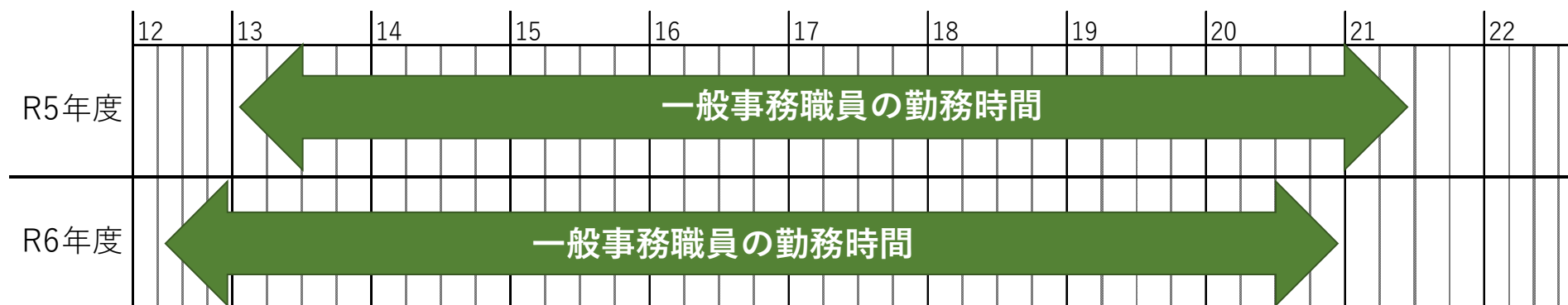
（1）改正理由

川崎高等学校の定時制課程（夜間）の廃止に伴い、高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員の勤務時間の区分を設けるもの

（2）改正概要

川崎高等学校の定時制課程に勤務する一般事務職員の勤務時間帯が、当該課程に勤務する教育職員と同程度となるよう「12:15～21:00（休憩60分）」の勤務時間を新たに設定する。

（参考）川崎高等学校定時制課程における令和5年度と6年度の一般事務職員の勤務時間



2 別表第3（第2条関係）について

（1）改正理由

令和6年度から定年前再任用短時間勤務制度を運用するに当たって、短時間勤務職員をより一層活用できるよう、学校に勤務する短時間勤務職員の勤務時間について全体的に見直しを行うもの

（2）改正概要

各種別の週当たり勤務時間を以下のとおりに改める。

種別	R6年度以降	R5年度まで
教育職員（小・中・特）	<u>週20時間</u> 例)5時間×4日	<u>週19時間15分</u> 例)5時間×3日+4時間15分×1日
教育職員（高校）	週31時間 ※変更なし 例)7時間45分×4日	<u>週25時間</u> 例)5時間×5日
養護教諭（小・中・高・特）	<u>週20時間</u> 例)7時間45分×2日+4時間30分×1日	<u>週19時間15分</u> 例)5時間×3日+4時間15分×1日
栄養教諭 学校栄養職である職員	<u>週29時間(年間平均)</u> 例)7時間15分×5日 ※長期休業中の勤務は原則なし	<u>週19時間15分</u> 例)5時間×3日+4時間15分×1日
学校事務職である職員	<u>週20時間</u> 例)7時間45分×2日+4時間30分×1日	<u>週19時間15分</u> 例)7時間45分×2日+3時間45分×1日
用務に従事する職員	週29時間 ※変更なし 例)7時間15分×4日	週29時間 例)7時間15分×4日
学校給食調理業務に従事する職員	<u>週29時間(年間平均)</u> 例)7時間15分×5日 ※長期休業中の勤務は原則なし	<u>週29時間</u> 例)7時間15分×4日